

令和5年9月15日

関係団体の長 殿

長野労働局長
(一社) 長野県労働基準協会連合会長

新たな化学物質管理に関する研修会の開催について (周知依頼)

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、国内の化学物質による休業4日以上労働災害は、年間450件前後で推移し、特定化学物質障害予防規則等の特別規則の規制の対象となっていない物質を起因とするものが全体の8割を占め、また、化学物質等による重大な遅発性の職業性疾病も後を絶たない状況となっています。

厚生労働省では、このような状況を踏まえて検討が行われた「職場における化学物質管理の今後のあり方に関する検討会報告」を受けて、SDS交付義務対象の化学物質に係る自律的管理を中心とする法令の改正を行い、令和5年4月1日から順次施行されています。

こうした中、長野労働局では、長野県労働基準協会連合会との共催により、前記検討会の座長を務められた 城内 博 先生を講師にお迎えし、法令の改正について、その背景を含めわかりやすく解説いただく研修会を下記のとおり、開催することといたしました(別紙のリーフレットをご参照ください)。

つきましては、貴団体におかれましても、新たな化学物質管理の重要性を御理解いただき、傘下事業場、会員等に対して、本研修会について周知いただきますようお願い申し上げます。

記

- 1 日 時 令和5年11月30日(木) 13:00~16:00
- 2 場 所 キッセイ文化ホール 中ホール(松本市水汲69-2)
- 3 講 演 職場の化学物質管理が変わります ~法令順守型から自律的な管理へ~
- 4 講 師 城内 博 氏
独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
化学物質情報管理研究センター長
国際連合GHS専門家委員会 元日本代表
2019年「厚生労働省 職場における化学物質管理の今後の在り方に関する検討会」元座長
- 5 その他 別紙リーフレットの申込書により申し込みください。

事業主の皆様へ 新たな化学物質管理に関する研修会のご案内

「職場の化学物質管理が変わります！」

～法令順守型から自律的な管理へ～

講師：労働安全衛生総合研究所

化学物質情報管理研究センター センター長

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 座長

城内 博 氏



労働安全衛生法関係省令の改正により、事業場に求められる「化学物質の自律的な管理」についての要点やこれまでの管理手法との違いについて、専門家を講師に迎え、事業者はどのように対応すべきかなどを、分かりやすく解説していただきます。

この機会にぜひご参加いただき、各社の労働安全衛生活動に役立てていただければ幸いです。

日時：令和5年11月30日（木） 13：00～16：00

会場：キッセイ文化ホール（中ホール）

（松本市水汲69-2）

【共 催】厚生労働省長野労働局・（一社）長野県労働基準協会連合会

【お問い合わせ・申込先】（一社）長野県労働基準協会連合会

TEL 026-223-0280 FAX 026-223-0277

化学物質管理説明会
参加申込書

締切：令和5年11月17日（金）

（定員に達した場合は締切ることがあります）

参加者氏名

役 職

事業場名・所在地等

(TEL - -)

こ
質
問

法令に基づく「化学物質管理者」となるための講習ではありません。

新たな化学物質管理

(2023.2)

化学物質管理専門家・作業環境管理専門家のリストをHPに掲載しています

新たな化学物質管理規制の導入に伴い、一定の場合には、化学物質管理専門家や作業環境管理専門家から助言を受けること等が必要になりますが、長野労働局では、管内の専門家のリストをとりまとめ、HPに掲載しました。

外部の専門家に依頼が必要な事業場は、必要に応じてご覧ください。

専門家リストの掲載ページ



長野労働局HP
「化学物質対策」



※労働局において個別に専門家の認定を行っているものではありませんので、助言等を依頼する場合は、事業者において改めて要件を満たす専門家であること等をご確認ください。

化学物質管理専門家の助言等 (①2024(R6).4.1、②2023(R5).4.1施行)

①化学物質労災発生事業場等で労働基準監督署長指示があった場合に、**「化学物質管理専門家」**の助言を受けることが必要です。

(安衛則第34条の2の10)

②管理水準良好事業場の特別則適用除外のためには**「化学物質管理専門家」**の配置等が必要です。

(特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2)
認定の際の要件に、次の事項が含まれています。

- ・事業場に**専属の化学物質管理専門家**が配置され、リスクアセスメントの実施管理等をしていること。
- ・**当該事業場に属さない化学物質管理専門家**による評価を3年以内に1回以上受け、労働者の健康障害予防措置等が適切と認められたこと。

作業環境管理専門家からの意見聴取 (2024(R6).4.1施行)

特化則、有機則、鉛則、粉じん則に基づく作業環境測定の結果、**第三管理区分に区分され、改善できない場合、当該事業場に属さない「作業環境管理専門家」**から意見を聴くことが必要になります。

【参考】事業者のための化学物質管理無料相談窓口 (厚生労働省委託事業)

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・ 制度の内容に関する相談
- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法等

電話 **050-5577-4862** ※メールでの問合せも可

テクノヒル相談窓口

検索

受付時間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く

相談窓口開設期間は 2023年4月3日~2024年3月18日までとなります。

詳しくは厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000046255.html>